

町田市生涯学習センター運営協議会

2024 年 6 月 27 日

生涯学習・社会教育について

古里貴士（東海大学）

社会教育・生涯学習に関する法

(1) 日本国憲法 26 条 1 項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

「学習権は、憲法 26 条に基づき、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする権利であり、特に、自ら学習することのできない子どもとの関係では、事故に教育を施すことを大人一般に対して要求することができる権利をいうと解するのが相当である・・・(略)・・・から、子どものみならず、大人についても、憲法上、学習権が保障されるというべきであり、社会教育法 2 条及び 3 条は、これを前提とする規定であると解するのが相当である」

(九条俳句不掲載損害賠償等請求事件・地裁判決)

※あらゆる人が、教育を受ける権利（学習権）を有し、保障される必要があることが、憲法において定められている。

(2) 教育基本法

(2) - A 教育基本法 1 条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

※ 人格の完成＝the full development of personality（人格の全面的発達）

(2) - B 教育基本法 3 条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「本条は、人格の全面的発達に必要な学習が生涯にわたって保障される「社会の実現」に向け、公教育制度を含むその条件整備を国の義務または責務として規定したものだ」と解さ

れる」¹

(2) -C 教育基本法 12 条 (社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

「図書館・博物館・公民館以外の社会教育施設は、高度経済成長期の公共投資の拡大により設置が促され、さらに 1980 年代には生涯学習政策の進展により、生涯学習センター等の設置が推進されてきた。本項の「その他の社会教育施設」の挿入は、このような旧法制定時には存在しなかった多様な施設を社会教育施設として国及び地方公共団体の「振興」の対象にするための立法措置とみることができる」²

(3) 社会教育法

(3) -A 社会教育法 1 条 (この法律の目的)

この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

「かくて、法制化ということに新しい意義が加えられつつある今日、社会教育の自由の獲得のために、社会教育法は生れたのであるということが出来るだろう」³

(3) -B 社会教育法 2 条 (社会教育の定義)

この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう

¹ 谷口聡「第 3 条（生涯学習の理念）」日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』、学陽書房、2021 年、p. 74。

² 高橋哲「第 12 条（社会教育）第 2 項」、同上、p. 347。

³ 寺中作雄『社会教育法解説／公民館の建設』、国土社、1995 年、pp. 13-14。寺中作雄は社会教育法制定時の文部省社会教育課長。

(3) -C 社会教育法3条(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 (略)

(3) -D 社会教育法20条(目的)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) -E 社会教育法21条(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 (略)

3 (略)

「公民館はこれを設置する地域と離るべからざる関係をもって運営されるものえあって、常に地域を基盤とし、その地域内の住民の全部の参加と支持と協力によって立つものである。云いかえれば、「市町村住民の為の市町村住民による市町村住民の」文化施設であるから、したがって公民館はこれを設置する地域内の住民が参加し支持し協力し得る条件の下に設置されなければならない」⁴

(3) -F 社会教育法22条(公民館の事業)

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

⁴ 寺中作雄、同上、pp.103-104。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

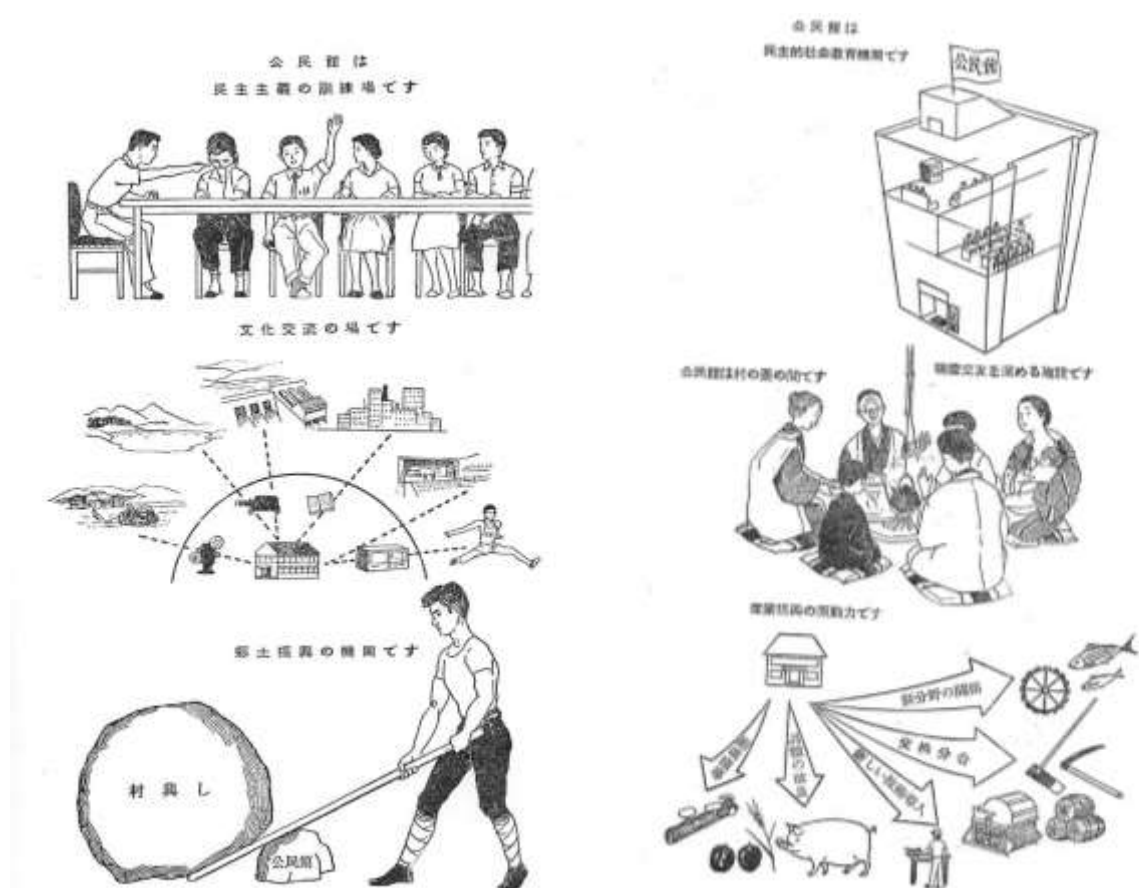
(3) -G 社会教育法 23 条（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。



寺中作雄監修・小和田武紀編著『公民館図説』岩崎書店、1954年